

業務改善に係る提案制度実施要領の制定について（例規通達）

富山県警察における警察業務の合理化・効率化を推進し、業務改善に向けた組織的な検討の一層の強化を図るため、別添のとおり「提案制度実施要領」を制定し、令和4年4月1日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

提案制度実施要領

1 趣旨

この要領は、富山県警察職員（以下「職員」という。）からの業務改善に資する提案を集約し、その改善方策を組織的に検討して反映する上で必要な事項を定めるものとする。

2 提案内容

職員は、次に掲げる事項について、提案することができる。

- (1) 職場環境の改善に関する事。
- (2) 施設、資機材等の整備改善に関する事。
- (3) 勤務制度の改善に関する事。
- (4) 福利厚生の実充に関する事。
- (5) 服務規律の保持又は各種事故防止に関する事。
- (6) ワークライフバランスの推進に関する事。
- (7) 行政サービスの向上に関する事。
- (8) その他警察業務の改善に関する事。

3 提案方法

提案は、提案票（別記様式第1号）により行い、必要に応じて参考資料等を添付して、所属長に提出するものとする。

4 所属における提案の処理

所属長は、職員から提案票の提出を受けたときは、所属の幹部職員が出席する企画会議等において提案内容について検討・審議し、同会議等での意見を提案票に記録した上で、次に掲げる措置を執ることとする。

- (1) 所属において改善できる事項については、実施に移すこと。実施に移した事項のうち、特に効果があった事項については、警務部警務課（以下「警務課」という。）へ申報するものとする。
- (2) 所属のみでは改善できない、又は警察本部の業務主管所属において検討の必要があると認められる事項については、提案票にその旨の意見を付して、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を通じて警務部長に提出すること。
- (3) 実施することが不相当と認められる事項については、理由を付して、提案者に通知すること。

5 監察部門における業務改善に資する提案の処理

警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）は、業務監察等において把握した2に規定する事項に関する提案について、業務改善票（別記様式第2号）を作成し、次に掲げる措置を執ることとする。

- (1) 所属において改善できると判断した事項については、当該所属長に業務改善票を送

付して、改善を依頼すること。依頼を受けた所属長は、改善できる事項については実施に移し、改善できない場合は、理由を付して監察官室長及び提案者に通知すること。

- (2) 警察本部の業務主管所属において検討の必要があると認められる事項については、業務改善票にその旨の意見を付して、警務部長に提出すること。
- (3) 実施することが不相当と判断した事項については、理由を付して、提案者に通知すること。

6 警察本部における提案の処理

- (1) 警務部長は、4(2)及び5(2)の規定により所属長又は監察官室長から提案票又は業務改善票の送付を受けたときは、当該提案事項に係る業務を主管する警察本部の課、室、隊、所、センター又は学校（以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）に対し、富山県警察本部庶務担当課長会議（以下「庶務担当課長会議」という。）に付議するための事前審査を行わせるものとする。この場合において、当該提案事項の内容が複数の所属に関係するとき、又は主管課が明らかでないときは必要な調整を行い、主管課長を決定するものとする。
- (2) 警務課長及び監察官室長は、把握した職員からの提案について、相互に情報共有するものとする。
- (3) 主管課長は、当該提案事項について速やかに事前審査を行い、主管部内の会議において検討・審議した上で、その結果を事前審査票（別記様式第3号）により、提案票の結果は警務課長に、業務改善票の結果は監察官室長に報告するものとする。

なお、提案事項の内容が複数の所属に関係するときは、当該関係所属の長と調整の上、報告すること。
- (4) 警務課長及び監察官室長は、主管課長から報告された事前審査の結果に基づき、その採否及び処理方法について庶務担当課長会議に付議し、審議するものとする。ただし、事前審査により採用に関する意見が付せられ、実施に移しても支障がないものについては、警務部長に報告の上、審議を経ず、警務部長専決とすることができる。
- (5) 警務部長は、必要と認めるときは、庶務担当課長会議に主管課長又は事前審査票を作成した担当者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 警務部長は、審議の結果、更に検討を要すると認めたものについては、主管課長に対し再審査を求めることができる。
- (7) 警務部長は、特に重要な組織検討を有するものについては、部長会議に付議し、その採否及び処理方法について審議するものとする。
- (8) 警務課長は、(4)における審議又は部長専決の結果及び(7)における審議の結果を所属長に通知するものとする。
- (9) 提案制度実施に関する庶務は、警務課において行う。

※ 別記様式以下省略